

公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金第四十三期決算公告

一、事業概要

全国的な視野に立ち社会福祉の向上を図る事業を行う社会福祉団体計四件に対し、助成総額八百万円を助成した。

二、財産目録 (令和八年三月三十一日現在)

資産合計 二〇、二三五、〇九三円

負債合計 二〇、二三五、〇九三円

正味信託財産 二〇、二三五、〇九三円

令和八年八月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金

受託者 社会福祉法人中央共同募金会

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神楽六条十一丁目四八二番地四二、最後の住所北海道旭川市東四八二丁目二番二二号 東四八二条の金さん銀さん

被相続人 亡 辻内 礼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

北海道旭川市旭岡一丁目二五番地の八

事務所北海道旭川市三条通二丁目一丁目一九七三番地の六七 坂上司法書士合同事務所

相続財産清算人 司法書士 丹羽ひとみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町白樺町五九番地、最後の住所北海道石狩郡当別町幸町番外地

被相続人 亡 豊島 廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

札幌市中央区北五条西十一丁目一七番二二

札幌総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田友樹示

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市磯原町木皿八九〇番地、最後の住所茨城県土浦市天川一丁目一八番八〇号ハートワン土浦

被相続人 亡 柴田 駿一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

茨城県土浦市文京町七番八号 祐川直己法

律事務所

相続財産清算人 弁護士 須藤 斗夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区鶴見区市場東中町四九三番地、最後の住所茨城県龍ヶ崎市佐貫町五八九番地一マンハイム佐貫A棟七〇四号室

被相続人 亡 丸山 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

茨城県牛久市ひたち野三丁目三二番地一

〇ワイズコート三階ひたちの総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 秋山 環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲九六三番地三、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲九六三番地

被相続人 亡 大島 清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

栃木県栃木市昭和町六一九さくらメゾン

一階栃木フオレスト法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古山 弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字平方三五〇一番地一、最後の住所埼玉県上尾市大字小敷谷八四五番地一西上尾第一団地三三三三〇六

被相続人 亡 柿澤 春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番

地シンテイ大宮ビル二階

相続財産清算人 弁護士 渡邊 仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印西市木下一四〇八番地、最後の住所千葉県印西市木下一四〇八番地

被相続人 亡 齊藤 利之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県市中央区新田町一番一号IM I

未来ビル五階村上・湊・佐賀法律事務所

相続財産清算人 弁護士 湊 弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町南日当七七七番地、最後の住所千葉県長生郡白子町中里三三八九番地二 さくら・介護センター

被相続人 亡 北田 光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県市中央区中央四丁目一七番三三

袖ヶ浦ビル六階 佐野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西川 雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区富士見二丁目七番地二、最後の住所東京都渋谷区西原二丁目一九番一

号渋谷谷けやきの苑・西原

被相続人 亡 山田美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日まで請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽

栄光ビル五階光和総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 篠 連

令和八年八月十八日

事務所千葉県茂原市道表六一八オフィスK

二階 茂原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡辺 智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜須賀町追浜町二丁目一〇番地、最後の住所千葉県富津市湊六九九番地

シエアハウス富士見

被相続人 亡 伊藤 精一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県市中央区中央一丁目一六番九

号 石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 溪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市小見川二二三九番地、最後の住所千葉県香取市小見川二二三九番地

被相続人 亡 篠塚ま智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県市中央区中央一丁目一六番九

号 石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 溪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市小見川二二三九番地、最後の住所千葉県香取市小見川二二三九番地

被相続人 亡 篠塚ま智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県市中央区中央四丁目一七番三三

袖ヶ浦ビル六階 佐野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西川 雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区富士見二丁目七番地二、最後の住所東京都渋谷区西原二丁目一九番一

号渋谷谷けやきの苑・西原

被相続人 亡 山田美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日まで請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽

栄光ビル五階光和総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 篠 連

令和八年八月十八日

事務所千葉県茂原市道表六一八オフィスK

二階 茂原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡辺 智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜須賀町追浜町二丁目一〇番地、最後の住所千葉県富津市湊六九九番地

シエアハウス富士見

被相続人 亡 伊藤 精一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県市中央区中央一丁目一六番九

号 石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 溪

第47期決算公告

令和8年6月24日

福島県郡山市字外河原8番地3

トヨタL&F福島株式会社

代表取締役社長 中澤 俊

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	1,318,405
	固定資産	1,824,095
	資産合計	3,142,500
負債純資産及び部	流動負債	965,971
	固定負債	525,903
	資本	1,650,626
	剰余金	30,000
	利益準備金	1,620,626
	利益剰余金	7,500
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,613,126 (187,431)
負債・純資産合計		3,142,500